

面会制限の緩和について

当施設は、新型コロナウイルス感染症を考慮して対面での面会制限を行ってきました。

10月22日、厚生労働省は、高齢者施設での面会について、感染対策を徹底することなどを条件に面会制限を緩和する提言がなされました。それに鑑み、当施設でも以下の条件で対面での面会を開始します。

【国が提言した高齢者施設 面会の主な条件】

- ①入所者の部屋での面会は避ける
- ②面会者に喉の痛みや咳、味覚障害が無い
- ③面会者の手指、飛沫が入所者の目や鼻などに触れない
- ④面会者の同居家族も含め、2週間以内に発熱や咳などの症状が無い
- ⑤面会者の同居家族も含め、2週間以内に入国制限されている国などへ渡航歴がない
- ⑥面会者は濃厚接触者ではない
- ⑦施設内で飲食はしない
- ⑧施設内のトイレは使用しない
- ⑨面会者が使用した机などを消毒
- ⑩換気可能な場所であること

・当施設では、上記の条件の他に以下の条件を設定します。

- 開始日 : 令和2年11月1日～
面会場所 : 療養棟1階玄関 面会スペース（1階、2階共通）
面会日程 : 1階入所者（月、水、金）
 2階入所者（火、木、土）
面会時間 : 9：30～11：00（1家族10分以内 1日1組）
申し込み : 予約制（支援相談員）

【注意事項】

- ・面会者ごとに問診票を記入
- ・面会時にはマスクの着用
- ・面会頻度は、各利用者1回／月まで、面会者は2名まで
- ・対面面会日は、テレビ電話の利用は不可

関連URL

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201014/k10012662811000.html>

注：このURLは作成者の都合で削除される場合があります。

令和 2年 10月 30日

医療法人静和会 介護老人保健施設
あさいケアセンター
施設長：小川友裕